

平成 2 5 年 3 月 1 9 日
教 育 委 員 会 室

秋 田 市 教 育 委 員 会 平成 2 5 年 3 月定例会 (案 件)

付議案件

議案第 4 号	秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件	... 1
議案第 5 号	秋田市教育委員会の権限に属する事務を秋田公立美術工芸短期大学学長および事務局長に委任する規則を廃止する件	... 2
議案第 6 号	秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する件	... 3
議案第 7 号	秋田市教育委員会公印規則の一部を改正する件	... 4
議案第 8 号	秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する件	... 6
議案第 9 号	秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する件	... 7
議案第10号	秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則の一部を改正する件	...10
議案第11号	秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件	...11
議案第12号	地蔵田遺跡出土品展示施設管理運営規則を設定する件	...15
議案第13号	秋田市指定文化財の指定に関する件	...17

議案第 4 号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月19日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成 3 年秋田市教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項スポーツ振興課の項中第15号を削り、第16号を第15号とする。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

スポーツ振興課の分掌する事務を改めるため、改正しようとするものである。

議案第 5 号

秋田市教育委員会の権限に属する事務を秋田公立美術工芸短期大学学長および事務局長に委任する規則を廃止する件

秋田市教育委員会の権限に属する事務を秋田公立美術工芸短期大学学長および事務局長に委任する規則を次のように廃止する。

平成25年 3 月19日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

秋田市教育委員会の権限に属する事務を秋田公立美術工芸短期大学学長および事務局長に委任する規則を廃止する規則

秋田市教育委員会の権限に属する事務を秋田公立美術工芸短期大学学長および事務局長に委任する規則（平成 7 年秋田市教委規則第 2 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

秋田公立美術大学附属高等学院に係る全ての事務を教育委員会が行うことに伴い、廃止しようとするものである。

議案第 6 号

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を
改正する件

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を次の
ように改正する。

平成25年 3 月19日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を
改正する規則

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋
田市教委規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院に係る教育事務を
除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

秋田公立美術大学附属高等学院に係る全ての事務を教育委員会が行うこ
とに伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第 7 号

秋田市教育委員会公印規則の一部を改正する件

秋田市教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月19日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

秋田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会公印規則（昭和32年秋田市教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の表に次のように加える。

学院印	(16)	てん書	方30ミリメートル	木印	卒業証書	秋田公立美術大学附属高等学院校長	1
学院校長印	(17)	てん書	方18ミリメートル	木印	秋田公立美術大学附属高等学院校長名をもって発する文書	秋田公立美術大学附属高等学院校長	1
学院校長印	(18)	てん書	方18ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）および卒業証書	秋田公立美術大学附属高等学院校長	1

別表の公印のひな形に次のように加える。

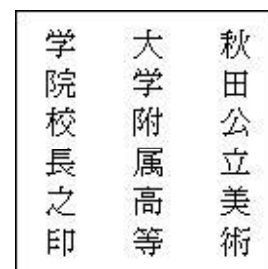
(16)



(17)



(18)



附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

秋田公立美術大学附属高等学院に係る全ての事務を教育委員会が行うことに伴い、同学院の公印を定めるため、改正しようとするものである。

議案第 8 号

秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する件

秋田市立学校授業料減免規則の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月19日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する規則

秋田市立学校授業料減免規則（昭和45年秋田市教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「（秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院にあっては、秋田公立美術工芸短期大学事務局長。以下同じ。）」を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

秋田公立美術大学附属高等学院に係る全ての事務を教育委員会が行うことに伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第 9 号

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する
件

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月19日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する
規則

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則（平成 3 年秋田市教委規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田公立美術大学附属高等学院管理規則

第 1 条中「秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院」を「秋田公立美術大学附属高等学院」に改める。

第 2 条第 2 項中「秋田公立美術工芸短期大学学長（以下「学長」という。）」を「教育委員会」に改め、同条第 3 項中「学長」を「教育委員会」に改める。

第 2 条の 2 第 1 項中「結果を」の次に「教育委員会に」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 3 条第 2 項中「週当り」を「週当たり」に改め、同条第 4 項中「学長」を「教育委員会」に改め、同項第 1 号および第 2 号中「週当り」を「週当たり」に改め、同条第 5 項中「学長」を「教育委員会」に改める。

第4条第2項中「当って」を「当たって」に、「学長の承認を受けなければ」を「教育委員会に届け出なければ」に改める。

第5条第2号、第6条第1項第2号および第2項、第7条、第9条第1項および第2項ならびに第10条第2項中「学長」を「教育委員会」に改める。

第12条の見出しを「（副校長等）」に改め、同条に次の4項を加える。

- 2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 教頭は、校長および副校長を助け、校務を整理し、および必要に応じ教育をつかさどる。
- 5 教頭は、校長および副校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長および副校長が欠けたときは校長の職務を行う。
- 6 第1項に規定するもののほか、学校に教諭その他の教員を置く。

第13条の見出しを「（事務長等）」に改め、同条第2項中「統括する」を「統括し、他の事務職員等を監督する」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項に規定するもののほか、学校に事務職員およびその他の職員を置く。

第14条に次の1項を加える。

- 2 事務長は、校長、副校長および教頭が不在のときは、急施を要するものに限り、次に掲げる事項について、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。
 - (1) 事務職員およびその他の職員の時間外勤務および休日勤務に関すること。
 - (2) 事務職員およびその他の職員の年次有給休暇に関すること。

第22条、第24条第1項、第25条および第26条中「学長」を「教育長」に改める。

第27条の見出しを「（私事外国旅行の手續）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「学長」を「教育長」に改め、同項を同条とする。

第35条中「秋田公立美術工芸短期大学事務局長（以下「事務局長」という。）」を「教育委員会」に改める。

第39条中「事務局長」を「教育委員会」に改める。

第40条第1項および第2項中「学長」を「教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

校長職務代理者等について定めるとともに、秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の校名変更等に伴い規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第10号

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則の一部を改正する件

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月19日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則の一部を改正する規則
秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則（平成3年秋田市教委規則
第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田公立美術大学附属高等学院学則

第1条中「秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院」を「秋田公立美術
大学附属高等学院」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の校名変更に伴い、規定を整備
するため、改正しようとするものである。

議案第11号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月19日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則（平成11年秋田市教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

中学校の各教科、道徳、特別活動および
総合的な学習の時間の年間標準時数

教科等		第1学年	第2学年	第3学年
		年間時間数	年間時間数	年間時間数
教科	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	145	110	175
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35

	外国語	175	175	145
道徳		35	35	35
特別活動		35	35	35
表現		30	30	30
総合的な学習の時間		50	70	70
年間総授業時数		1,085	1,085	1,085

備考

- 1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
- 2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 3 各学年においては、教科の授業時数から70を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、教科の授業時数から減ずる授業時数は、1教科当たり35を限度とする。

別表第2（第6条関係）

高等学校の各教科・科目および標準単位数

教科等		標準 単位数	1年	2年	3年	備考
国語	国語総合	4	5			
	現代文	4		2～3	2～3	
	古典	4		2～3	3	
	国語表現	2				
地理歴史	世界史A	2				
	世界史B	4				
	日本史A	2				
	日本史B	4				
	地理A	2				
	地理B	4				

公民	現代社会	2	2			
	倫理	2			2	
数学	数学	3	3			
	数学	4	1	4		
	数学	3				
	数学 A	2	2			
	数学 B	2		2		
	数学 C	2				
理科	科学と人間生活	2	2			
	物理	3				
	物理基礎	2				
	物理	3				
	化学	3				
	化学基礎	2		2		
	化学	3				
	生物	3				
	生物基礎	2				
	生物	3				
保健体育	体育	7～8	3	2	2	
	保健	2	1	1		
芸術	音楽	2				
	音楽	2				
	美術	2				
	美術	2				
	書道	2				
外国語	オーラル・コミュニケーション	3	4			
	英語	4		4		
	リーディング	4			4	
	ライティング	4		2	2	

	英語表現	2	2			
家庭	家庭基礎	2	2			
情報	情報 A	2				
	社会と情報	2	2			
学校設定教科（表現）						
総合的な学習の時間（郷土学）					2	
ホームルーム活動			1	1	1	
単位数総計			33	32	32	

備考 ○は選択科目とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

御所野学院中学校および高等学校で編成する教育課程の基準を改めるため、改正しようとするものである。

議案第12号

地蔵田遺跡出土品展示施設管理運営規則を設定する件

地蔵田遺跡出土品展示施設管理運営規則を次のように設定する。

平成25年 3 月19日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

地蔵田遺跡出土品展示施設管理運営規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、地蔵田遺跡出土品展示施設（以下「展示施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 展示施設の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 展示施設の休館日は、12月 1 日から翌年の 3 月31日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(遵守事項)

第 4 条 展示施設に入館する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、資料等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- (2) 火災、爆発その他危険の生ずるおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (4) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月27日から施行する。

提案理由

地蔵田遺跡出土品展示施設の開館時間、休館日等を定めるため、この規則を設定しようとするものである。

議案第13号

秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定により、秋田市指定文化財に次のとおり指定する。

平成25年3月19日提出

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員数	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
有 形 文 化 財 （ 考 古 資 料 ）	秋田城跡出土 胞衣壺	一括	秋田市山王一丁目 1 番 1 号	秋田市 秋田市長 穂積 志
有 形 文 化 財 （ 歴 史 資 料 ）	聲体寺亀趺碑	1 基	秋田市保戸野鉄砲町 3 番44号	宗教法人 聲体寺 代表役員 常盤 誠

提案理由

秋田市指定文化財に指定するため、教育委員会の議決を求めようとするものである。